

令和3年9月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和3年9月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和3年9月29日（水）午後1時30分から午後3時38分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 24人

1番	小林 康基	3番	柳澤 一向
4番	武井 茂善	5番	中川 敦
6番	久保 節夫	7番	太田 辰男
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
10番	矢嶋 壽司	11番	窪田 英明
12番	塩原 秀俊	13番	田中 悦郎
14番	細江 弘光	15番	塩原 俊昭
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	齋藤 勝幸	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	22番	三村 晴夫
23番	二村 喜子	24番	上條信太郎
25番	林 昌美	26番	瀧澤 和子

4 欠席農業委員 2人

2番	中條 幸雄	19番	橋本 実嗣
----	-------	-----	-------

5 出席推進委員 6人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推3番	大澤 好市	推5番	松田 和久
推7番	平林 哲	推12番	堀内 俊男

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第113号～第114号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第115号～第117号）
- ウ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第118号～第129号）
- エ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第130号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 令和3年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について
- イ 令和3年度全国農業新聞の普及推進について

(2) 報告事項

- ア 令和3年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- イ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	小林 伸一
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	係長	高橋千恵子
		〃	主事	増澤 千尋
		〃	主事	保科 黄
		〃	事務員	加藤 悠希
		農政課	主事	宇治 樹
		〃	主事	田村 孝平
		〃	事務員	中村 愛佳

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 4番 武井 茂善 委員
- 5番 中川 敦 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第113号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備をください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明していただきます。

増澤主事。

増澤主事 農業委員会事務局、増澤でございます。

今月の新規就農者についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

別冊資料の表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は2名となります。

資料は皆さんお分かりでしょうか。よろしいでしょうか。

1番の〇〇さんですが、住所地は山形村、農地所在地は今井です。3筆、3,210平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定は牧草と伺っています。農業従事者はお二人で、本人と配偶者の方です。販売品目は生乳、出荷先は南信酪農業協同組合を予定していらっしゃいます。販売量は30万キログラム、販売見込額は3,000万円を見込んでいらっしゃいます。山形村で24年間酪農に従事されています。通作距離は30メートル、徒歩での移動を予定されています。今後、現状維持を予定しています。議案1ページ、10ページに該当いたします。署名は田中推進委員にいただいています。

2番、〇〇さんです。住所地は安曇野市、農地所在地は梓川です。1筆、3,616平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はリンゴです。農業従事者は本人のみと伺っています。出荷先はJAを予定されています。販売量は1,000キログラム、販売見込額は20万円を見込んでいらっしゃいます。農業経験は特にないということですが、講習会や現地指導などで技術を習得されるということですが、通作距離は3キロ、車でも移動を予定されています。今後は現状維持を予定しています。議案1ページ、11番に該当いたします。署名は二村農業委員と羽場前推進委員にいただいています。

今月の新規就農者の説明は以上となります。

議 長

ご苦労さまでした。

それでは、地元の委員の方からご意見をちょうだいするわけですが、じゃ私のほうから1番の〇〇さんについて申し上げますが、田中推進委員さん、今日欠席されました。私も内容を聞いておりますけれども、今井の隣、西が山形村ですが、地続きのところ、従来からずっとそこで牧草を作っていた方が書類上、上がってきた関係の方です。どうしても牧草ですので、臭いの問題があるかと、その辺も田中推進委員さんと懸念したわけですが、隣の関係は問題ないということで、隣で一生懸命酪農されている方で、問題ないというふうに判断をいたしましたので、よろしく申し上げます。

それでは、二村さん、お願いします。

二村農業委員

この〇〇〇〇さんは、実は〇〇〇〇〇の果樹の指導員をされていて、実はこの畑が今まで作られていた方が入院されてしまって、後継者もないということで、〇〇のほうに誰かどうしても作ってくださいという話がありました。〇〇さんは、技術指導の関係から、非農家で作っていないので、勉強もあり、今まで自分はいろいろなところで勉強して、お手伝いに行ったりして勉強していたので、この際、この園を借りて、勉強しながら自分

もやってみたいという話になりました。とても熱心で、技術指導も本当に一生懸命して下さるので、ぜひ勉強もそうですし、この辺も守っていただきたいというふうに思っています。

以上です。

議 長

ありがとうございました。
それでは、農政課から議案の説明をお願いいたします。
中村事務員。

中村（農政課）

お世話になっております。農政課、中村です。
着座にて失礼いたします。
今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。
別冊資料1ページ目をご覧ください。
5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第113号になります。
合計のみ申し上げますので、9ページをご覧ください。
読み上げさせていただきます。
一般、筆数18筆、貸付け12人、借入れ9人、面積3万5,394平米。
所有権の移転、筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積3,166平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数89筆、貸付け56人、借入れ1人、面積13万4,961.44平米。
（一括方式機構配分関係）、筆数88筆、貸付け1人、借入れ31人、面積13万3,023.44平米。
合計、筆数197筆、貸付け71人、借入れ43人、面積30万6,544.88平米。
当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数90筆、面積13万8,045平米、集積率は81.97%です。
議案第113号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。
ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。以降、議案の採決においては農業委員を対象に伺います。
議案第113号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第114号 農用地利用集積計画の決定の件について上程をいたしますが、本件は委員の関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村事務員。

中村(農政課) 続きまして、5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第114号になります。
続きの10ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,938平米。
認定農業者への集積は100%です。
議案第114号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第114号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している倉科委員の入室を許可いたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第115号から117号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、3件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

加藤事務員。

加藤事務員

いつもお世話になっております。農業委員会事務局の加藤と申します。
着座にて失礼いたします。

それでは、総会資料1ページご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案第115号、島内〇〇〇〇番、台帳地目、田、現況、畑、369平米を一体利用のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第116号、島内〇〇〇〇番〇、台帳地目、田、現況、畑、81平米を農地保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。本件は下限面積の例外によります。

議案第117号、寿豊丘〇〇〇番〇、台帳、現況ともに地目、畑、2,779平米外2筆、合計6,745平米を新たに農業を始めるため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

なお、〇〇さんは新規就農者で、次の2ページに参考資料を掲載しております。住所地は本郷、就農目的は出荷等を行う営農、農業従事者は5人で、本人と妻、そのほか親族ら、署名は柳澤農業委員及び河西農業委員です。

以上3件につきましては、先ほど説明しました下限面積の例外である議案第116号を除き、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

初めに115号について、地元委員の意見をお願いいたします。
島内でありますので、河野委員。

河野農業委員

115号ですが、369平米ということで、場所は大糸線の島高松駅よりも1キロくらい西に寄ったところですが、この譲受人の〇〇〇さんは、以前、この隣接の農地、宅地を競売で取得をしております。ですから、今回の369平米については、そちらの農地のほうの隣り合わせということで、少し生垣等がありますが、それを除去すれば、1枚の農地として利用できるという内容になります。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

委員の方で、この本件についてご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第115号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方

の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案第116号について、地元の意見をお願いいたします。
同じく河野委員、お願いします。

河野農業委員

これは、場所的には島内の保育園、児童センターのところからいうと、東へ七、八百メートルくらいのところにある農地です。これは昨年ぼかしの施設を造るということで、農振の関係の変更をしたりして、所有者の名古屋の〇〇さんは、今回のこちらのところを譲り渡したいということ言っておりましたので、そのぼかし施設のほうは施設として、残りの部分、81平米、これについては農地として、〇〇さんは代表ですが、法人ではないんで、何人かで共同してやっている代表の方ということになります。近隣への影響は特にないし、今まで荒らしてあったところが農地として管理をされるようになるということで、結構なことだと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

本件について質疑、意見等ある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第116号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案117号について、地元の委員の意見をお願いいたします。

河西委員、お願いします。

河西農業委員

117号、寿豊丘、場所はJAの中山寿支所のすぐ近く、南側にある平地の畑になります。広さは6反歩と少々、〇〇〇〇さんが新規就農なんですけれども、現在、38歳、農業経験がなしという方です。先日、赤羽推進委員さんと一緒にお話を伺ってきました。〇〇〇〇さんと、あとご家族、合計5人で、大規模なハウスを建てて、そこでトマトを栽培するという計

画です。具体的にいろいろお話を伺っているうちに、経験がないということで、ちょっと不安に思ったんですけども、この後、千葉県の法人でトマトの栽培研修を受けるということも伺いました。かなり本格的に資金を投入して、本気でやろうという意思が伝わってきました。ですので、基本的には賛成したいと考えています。地域の担い手として育てなければすばらしいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の方でこの案件に対してご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

柳澤委員。

柳澤農業委員

ご本人が本郷のほうにお住まいということで、私のほうにもお話に見えました。9月11日に私の自宅で大体その計画、13日に現地で見せております。確かに今お話のあったように、この〇〇さんご自身は農業経験ないようなんですけども、現在、長距離トラックの運転手をしていて、やはり内臓に負担がかかるので、この仕事をこれから10年、20年やっていくわけにはいかない。以前から考えていた農業にこの際転業したいということで、来年の1月から半年間、トマトの研修を受けた上で、大きなハウスを造って、そこでトマトのハウス栽培をしていきたいと。出荷先ももう既に決まっています、お兄さんがコンビニエンスストア向けの食品の加工業の仕事をされておられるようで、そちらのほうでそのトマトを購入する予定だということですので、比較的きちんと物さえできれば、順調に回るのではないかなと思います。非常にいい場所なので、ぜひ地場のブランドになるようなトマトを作ってくださいということでお願いをしておきました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の方でこの案件に対するご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第117号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願ひします。

議 長 初めに、118号について、地元の委員の方のご意見を賜ります。
河野委員。

河野農業委員 砂利採取ということで、〇〇〇〇〇〇〇さんが1か所やれば、その隣とか、順々に砂利採取をやっているところで、今までのところ、砂利採取によって何らかの問題が起きたということはありませんので、今回も同様にやっていただけたと思います。場所は、島内の大糸線沿いですが、大宮神社という神社がありますが、その南東の位置にあります。面積としては大きいんですが、砂利採取をした後は元に戻すという内容でございます。やむを得ないかなという部分です。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
お手元の写真をご覧いただきたいと思います。
それでは、現地調査員を行っていただいた柳澤委員、お願ひします。

柳澤農業委員 ここを一通り見てきました。先ほどの説明にありましたように、特に利用上問題はないというふうに思うんですが、ちょっとこれ、否定になるかもしれないけれども、この写真を見ていただくと、非常に立派な水田なんですね。それで、私のように中山間地で米を作っている身から見ると、羨ましいような水田なんですけれども、ここは表土を除いて、深さ10メートルを掘って砂利を採取するという、そういうお話なんですけれども、そこを1年後に埋め戻すということなんです、その埋め戻した後、その1年後に元の水田に戻るのかどうかというのは、ちょっと私は個人的には疑問に思いました。

多分、こういう砂利採取のために水田を掘り起こすというのは、ほかにもそういう場所があるんだろうと思うんですけれども、その後の水田に戻って、ちゃんと米を作っているのかどうかということの確認というのは農業委員会でされるんでしょうか。

議 長 ありがとうございます。
川村補佐。

川村局長補佐 農業委員会事務局、川村です。
ただいまの柳澤委員さんからの質問に対し説明させていただきます。
砂利採取に限ったことではないんですが、転用申請がされた後は、まず3か月経過後の状況を報告してもらっております。その後1年ごとに報告をする形で、最後の完了までの報告は受けております。
また、特に砂利採取の後に、ちゃんと作物が作れるかというようなことで

すが、事前に契約書を作成しております。例えば、水田の場合、次年度に若干の傾斜がついてしまったときに、水の深さが変わってしまうような状況に至ったときには、均平にならず作業を再度行うといった契約を締結しております。

なお、この契約書につきましても、写し等を転用申請の際に添付していただいて、事務局でチェックを行っております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でご質問、意見等ありましたら、お願いいたします。
はい。久保委員。

久保農業委員 砂利を取れば、当然その分だけ地盤が沈下するんじゃないかと思ひまして、その後、業者と地権者の間で客土するとか何かとか、そういうようにするものなのでしょうか。

議長 川村補佐。

川村局長補佐 すみません、説明不足で恐縮です。
埋め戻しの転圧につきましては、一層転圧ではなく、何層にも分けての転圧をかけております。先ほど申し上げましたとおり、完了後に不整形になってしまった場合には、当然のことながら、業者と地権者のほうで協議をして、直すべきところは直していくといった契約にはなっております。よろしいでしょうか。

久保農業委員 はい、分かりました。

議長 ほかの委員の方で何かありましたら。

[質問、意見なし]

議長 ご意見ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第118号、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたしました。
続きまして、119号について、地元の委員の方の意見をお願いいたします。
河野委員。

河野農業委員 一般住宅ということで今回申請がなされたものですが、もともと耕作してないところでした。今は起こして農地になっておりますが、どちらかという大きい水田の一部ということでございます。隣接に道路が通っておりまして、島内では、学北道路というように呼んでおります。ちょうど勘左衛門堰がすぐこの写真で言うと奥のところを左右に横切っている場所です。この場所を転用しても、周りは道路に囲まれていますので、問題は起こらないというように判断をしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
現地を見ていただいた柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 特に問題は感じません。適正だと思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第119号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、議案第120号について、地元の委員の意見をお願いします。
河野委員。

河野農業委員 462平米は農地の部分だけですが、実際は宅地の部分を含めて一体として建て売り住宅を4棟造るという内容です。場所は、写真で言うと右側のフェンスの内側が拾ヶ堰になります。左側に住宅が見えますが、2軒とも今、空き家になっていて、それを取り壊して、この転用部分と一緒に建て売り住宅を4棟造るという計画です。こういうちょっと狭い場所ですが、特に周辺の農地への影響はほとんどないと思われれます。住宅も人が住んでいなくて、こういう具合に開発を行われれば、一定程度きれいになるかなというところで、やむを得ないということでございます。

以上です。

議長 それでは、現地確認をしていただいた柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 特に問題ないと思います。荒れた地をうまく使っていただければと思います。

議長 ほかの委員の方でこの案件に対してご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第120号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、議案第121号について、地元の委員の方からお願いします。
河野委員。

河野農業委員 写真のほうをご覧いただきたいと思います。右側に道路が通っておりますが、これが学北道路という道です。以前から石を置いたり、物を置いたりというようなことで、違反転用ぎみみたいな感じではあったわけですが、今回この道路の右側、場所と言うと東側になりますが、そこに〇〇〇〇〇〇〇〇という会社があって、資材を置く場所がなく、前々から困っていたというようなことで、今回このすぐ道を挟んだこの場所を資材置場として利用するというので、やむを得ないと思います。
以上です。

議長 それでは、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 この写真のちょっと見えないんですけども、左側が、この〇〇さんの畑がありまして、ここに出入りする道路がここには見えてないんですけども、この写真の下側と言ったらいいんでしょうか。そこに軽トラックがこの右側の道路から中に入るような道路を造るということで、畑で仕事をすの上では特に問題はないため、よろしいかと思ひます。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でご質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第121号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、議案第122号についてお願いします。
新村でありますので、細江委員、お願いします。

細江農業委員 一般住宅ということで、場所は松本大学の南500メートルほどのところの集落の中でございます。写真をご覧になっていただくと分かる通り、実家の家に向かう木戸の左側の土地ということで、畑ということになっております。息子さんの家を建てるとのことなので、周りは住宅地ですし、やむを得ないというように判断いたしました。

議長 ありがとうございます。
それでは、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 特に問題はないと思いました。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件に対するご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第122号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、議案第123号についてお諮りします。
地元、笹賀でありますので、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 写真を見ていただきまして、白い枠で囲ってある手前がもともと宅地ということで、この写真の左側、写真には写っておりませんが、そちらのほうに所有者の住宅と倉庫が建っております。この手前側は道路に接

道しております、その反対側は住宅地という形になっております。奥のほうについては住宅がありまして、その右側、それからこの白い枠の一番右側のほうですね。南と西側、これは農地ですけれども、建て売り住宅ということで販売されるんですけれども、通常の住宅の高さでは特に日当たりとか問題ないと思われまして、この案件について問題はないというように考えます。

議 長 ありがとうございます。
それでは、武井委員、お願いします。

武井農業委員 今、地元の委員さん言うとおりでございまして、隣接の農地には影響がないというように判断しましたので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件についてご質問、ご意見ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第123号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第124号について、地元の委員の方から意見ををお願いします。
窪田委員。

窪田農業委員 対象となる農地ですけれども、村井町にあります松本医療センターの北側に〇〇〇〇〇〇がグラウンドと野球場を建設したいということで、4ヘクタール余りの農地なんですけれども、この4ヘクタール余りの農地の中に点在する農地ということでもあります。田んぼでは既に稲刈りが終了をしております。また、一部の畑では、これから収穫をされますネギとか、それからサツマイモが植えられておりましたけれども、これから行う調査に支障をきたすというような状況ではないというように思われます。また、近隣の畑の中には、これから収穫することになりますけれども、大豆が植えられている圃場もありますけれども、今後の成長に地盤調査が悪影響を及ぼすというものではないというように判断をしてきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。
武井委員、お願いします。

武井農業委員 今回、地盤調査ということでございますので、やむを得ないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、ほかの委員の方で何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第124号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第125号について行います。
地元の委員の方のご意見をお願いいたします。
河西委員。

河西農業委員 125号の場所なんですけれども、小池の公民館から東に二、三百メートル行った住宅地と畑が混在しているような地域になります。そこに〇〇〇さんが自分でブドウを作っているんですけれども、そのブドウを加工してワインにするための醸造所とそれを販売する店舗を造りたいというものになっています。

事前に地区農振にかかりまして、そこで承認されたわけなんですけれども、そこで排水に対する意見が出まして、雨水の排水がそのときの資料に記載されてなかったんですけれども、心配だという地元から意見ありました。今回上がってきた資料を見て、詳しい設計図等ありまして、雨水排水についても十分練られていて、これなら大丈夫だろうと、そういうふうに判断しました。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。
武井委員、お願いします。

武井農業委員 ワインということで、また地元の1つの拠点になればと思いますので、応援する意味からも問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
河西委員、この方は経験あるんですかね、ワイン造ったり。

河西農業委員 何かワインの学校に以前通っていたということをちょっと小耳に挟んだんですけれども、直接私はお会いしたことなくて、赤羽推進委員が今日いらっしゃらないんですけれども、知ってしまして、それでいいということは言っていました。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で何かご質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。
ただいまから集約をいたします。
議案第125号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、議案第126号についてお諮りします。
地元の委員の方のご意見を、丸山委員。

丸山農業委員 126号ですが、地主の〇〇さんですが、現在、神林のほうに住まわっていて、お父さんが数年前に亡くなって、実家にはお母さんが一人で住まわっているという状況で、時々〇〇さんが実家を訪ねて、お母さんの面倒を見たり、農地の維持管理をしているということでお伺いしました。

あと、譲受人の〇〇さんなんですが、同じく内田に住まわっていて、建築業をされていて、事業に必要な資材置場を探していて、今回当該農地を購入したいということで考えたそうです。

当該農地ですが、9月25日に私のほうで確認をしました。現在、耕作はされていませんでしたが、草等は刈られていることを確認しました。それで、今回資材置場に転用されても、周辺の農地への影響は少ないと考えました。

以上です。

議長 ありがとうございます。
武井委員、お願いします。

武井農業委員 この左のほうが宅地ということで、将来は建物を建てるという計画でもございますし、その準備ということでございますので、やむを得ないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第126号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、127号、地元の委員の方の意見をお願いします。
太田委員。

太田農業委員 9月25日、16時に松田委員と現地を確認いたしました。場所は、埴原神社の道を挟んで南側のところですが、白地の農地で、そこに家が建っても周辺の農地に何ら問題ないと、そういうように判断しました。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
武井委員、お願いします。

武井農業委員 問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ほかの方でご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第127号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。

続きまして、議案第128号について、地元の委員の方からお願いします。
西村推進委員。

西村推進委員 議案128号のキノコ工場ですが、先週現地を確認してきました。写真を見てもらいますと、周りは山に囲まれておりまして、住宅も農地もなく、建物による周りへの影響はないと思いますので、追認についてはやむを得ないと考えておりますので、お願いします。

議 長 ありがとうございます。
武井委員、お願いします。

武井農業委員 追認、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件についてご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第128号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第129号について、地元の意見をお願いいたします。
久保委員。

久保農業委員 四賀地区担当の久保から説明します。
ここは五常の西宮という町会で、私、3月までこの町会の町会長をしておりましたので、この周辺の人たちとも話をしてまいりました。写真を見ていただくと分かりますが、これは東側から撮った写真であります。場所は旧五常小学校から徒歩七、八分の好立地でありまして、この白い建物は、西側にある今の倉庫でありますし、以前は、この山が見えるところがありますけれども、ここはいわゆる長野道が通っておりまして、立峠トンネルの入り口の手前になります。この白い建物と同様に、この場所においても、当時の建設会社の飯場がありまして、その跡であります。左側は、写っておりませんが、左側に1軒の住宅がありまして、その隣がこの地権者の親戚に当たる人の作業小屋があります。この場所は、その二人がずっと何十年もの間、草を刈ったりして保全をしていたということでもあります。

写真を撮ったほうの東側に、当時の建設の道路がありまして、そこへ下りて来まして、この写真で見えるいわゆる竹やぶみたいなところがありますが、これが北側になりまして、ここが今、この町会のゲートボール場になっております。そして、写真を撮りましたこの写っていない右側ですが、東側に大きな道路がありまして、その横に住宅1軒の農地があります。南側には、先ほども申しましたように、宅地と作業小屋がありますが、隣接しているのが県道であります。そういうわけで、農地に関して、いろいろな悪影響はないと判断いたしました。

また、この上田の〇〇〇〇〇〇〇〇ですか、この計画でいきますと、ここに建て売りで4棟家を建てるという計画になっておりまして、皆さん新聞紙上でもご存じかもしれませんが、旧五常小学校跡利用で、いろいろなところが使いたいという話が来ております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
武井委員、お願いします。

武井農業委員 問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件につきまして質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。
議案第129号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第130号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について上程いたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 では、総会資料6ページをご覧ください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第130号、岡田松岡にお住まいの〇〇〇〇さんが岡田松岡〇〇〇番外2筆、合計1,573平米について承認を受けるものです。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、西村推進委員、お願いします。

西村推進委員 先週現地を確認してまいりました。ブドウを作っております、園の周りもしっかりきれいにされていまして、特に問題はないかと思っておりますので、お願いします。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で何かご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第130号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から説明事項のアからカについて一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
それでは、総会資料7ページからご覧ください。
7ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、8件、
8ページ、認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、1件、
9ページから10ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、
19件、11ページ、農地法第4条の規定による届出の件、6件、12ページから15ページ、農地法第5条の規定による届出の件、26件、16ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、2件。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から意見、質問等お受けいたします。
ありましたら。
柳澤委員。

柳澤農業委員 すみません、単純な質問なんですけれども、多分これ、誤記じゃないかと思うんです。9ページの62番のところに浅間温泉〇ー〇ー〇ですけれども、相続人が〇〇〇〇〇さん、被相続人も〇〇〇〇〇さんになっているんですけれども、これはどういう意味なんですか。同じ人が相続人であり、被相続人ということはちょっと考えにくいような気もするんですよ。

議 長 加藤事務員。

加藤事務員 ご指摘いただきありがとうございます。おっしゃるとおりかと思いますが、念のため確認して、後ほどご回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 よろしいですか。
ほかに何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見ないようですので、これらの報告事項については、事務局の説明のとおり、ただいまの1件を除きまして承知おきください。
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩をいたしますが、2時55分から再開したいと思いますので、お願いいたします。
休憩いたします。

(休 憩)

議 長 それでは、定刻になりました。再開いたします。
それでは、まず川村補佐からお願いします。

川村局長補佐 先ほど柳澤委員さんのほうからご指摘受けました資料9ページ、報告事項5-(2)-ウ、農地法3条の関係なんですけれども、番号62番、新所有者、いわゆる相続人と被相続人が〇〇〇〇〇さんで同じになっている件ですが、確かにご指摘どおりでございます。訂正のほうをお願いいたします。

前所有者、被相続人のほうが〇〇〇〇さんになります。大変申しわけございませんでした。

議 長 では、そのように訂正をお願いいたします。
休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。
初めに、協議事項ア、令和3年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

局長補佐、板花でございます。

資料17ページになりますので、お願いいたします。

令和3年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてということでご協議をお願いいたします。

こちら、松塩筑安曇農業委員会協議会という組織、臨時総会の際に説明はさせていただきましたけれども、こちらの組織の表彰規程に基づきまして、地域農業振興等表彰者の推薦を行うに当たりまして、その推薦方法等について協議をお願いします。

2番、表彰者枠についての申合せ事項ということですが、地域農業振興等功績者表彰者は、松本市から3名または3団体という申合せでございます。

(2) 農業委員永年勤続功績者は、連続3期以上務め、退任した者ということでございます。

3番目、地域農業振興等功績者表彰の推薦方法でございます。

(1) 方針、過去の推薦経過に基づきまして、市内21地区という形で分けてございますが、このうち3地区を選定しまして、選定した地区から1個人または1団体を候補者と推薦していただきたい。

(2) 推薦候補地区の案でございます。本年度は里山辺、四賀、波田ということで提案をいたします。

(3) 推薦方法でございますが、功績調書(別紙様式)の提出をお願いしたい。個人に限っては、功績調書の添付書類としまして、履歴書(別紙様式3)の作成もお願いしたい。

提出期限でございますが、10月28日、こちら、10月の定例総会当日とさせていただきます。

次のページ、18ページご覧ください。

過去の経過、平成11年以降のものを添付いたしました。こちらで見ただくと、里山辺、それから四賀、波田につきまして、合併前は毎年のように出していたというところがございますが、合併後はある程度年度間隔をおいて定期的に出していただいているという経過がお分かりになるかと思っております。

また、内田地区につきましても、そろそろかとは思ってはおりますが、人口的に内田地区というのはかなり少ないというようなことも考慮しまして、今回は里山辺、四賀、波田ということで提案をさせていただきました。

19ページが表彰規程でございます。

第2条に具体的な基準がありますけれども、(1)が優秀な農業経営を行い、地域農業の振興に功績のあった者、(2)が農業新技術の開発、普及に功績のあった者、(3)が農地等の利用の最適化の推進に功績のあった者、(4)がその他というふうな形になっております。

それから、20ページ、21ページは参考資料でございますが、20ページは平成17年から昨年度までの受賞者の記録でございます。21ページは、それ以前の記録ということになっておりますので、参考にしていただ

ければと思います。

22、23ページは、様式を添付してございます。

17ページにお戻りいただきたいと思います。

4番目、農業委員会永年勤続功績者表彰ということで、こちらにつきましては、この8月で退任された農業委員さん、推進委員さんの中で、基準に当てはまる方をそこに挙げさせていただきました。前会長の小林弘也さんをはじめ、青木さん、百瀬さん、金子さん、塩原さん、前田さん、それから推進委員の1期というところも含めまして、上條さん、竹内さん、波田野さん、森田さんというようなことで記載してございます。

説明は以上になりますが、推薦候補地区案の3地区を含め、ご協議いただければと思います。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。

推進委員の皆様も含めまして、発言のある方は挙手をお願いいたします。

里山辺、四賀、波田、こういう原案でありますので、よろしいですか。

それぞれの地区でまた相談していただいて、推薦をお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

なければ、集約をします。

本日まで出席の委員全員の方にお伺いいたします。本件についてご了承いただける方は挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長

ありがとうございました。

賛成多数ですので、本件は了承されました。

3地区の農業委員、推進委員の皆さんは、また候補者を1件ずつご推薦いただき、功績調書などを期日までに提出していただくようお願いいたします。

次に、協議事項イ、令和3年度全国農業新聞の普及推進についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

増澤事務員。

増澤主事

農業委員会事務局、増澤でございます。

令和3年度全国農業新聞の普及推進についてご説明をさせていただきます。

全国農業新聞の購読については、先月の定例総会でも委員の皆様にご購読をお願いをさせていただきまして、ご購読いただいた皆様、既にご購読い

ただいている皆様、ありがとうございます。

今回の普及活動の目的としましては、人・農地プランの実質化を進め、農地利用の最適化を形にしていくために、その必要性を地域の方々に知ってもらうという手段として、全国農業新聞を普及推進していただければということです。

農業委員の皆様、推進委員の皆様ご自身にも十分な知識がないと、なかなか地域で説明するということが難しいため、幅広い情報を持つためにご購読をお願いをしておりますが、地域の方々にも読んでいただいて、情報を持っていただければということで、今回お願いをしております。

全国農業新聞には、農業委員会業務に関連した制度改正等がリアルタイムで掲載されていますので、情報紙としてご活用いただき、農地利用の最適化の実現を目指していきたいと考えております。

農業会議のほうから示されている全国統一の普及強調月間としましては、8月から11月と1月から2月です。

普及推進に関わる取組方針は3つございまして、（1）委員の100%購読、（2）年間1人1部以上の普及推進、（3）既読者とのよいコミュニケーションの継続の3点です。

26ページの別紙1をご覧ください。

全国農業新聞の長野県支局が示しました松本市の目標部数なんですけれども、中心の列の下から9段目に松本市がございまして、目標部数は369部で、今後の普及部数としては78部が目標です。したがって、本市としては、農業委員さん、推進委員さんともに1人当たり2部の普及推進を目標にしたいと思います。

本日、椅子の上に配付をさせていただいた小バッグの中に、申込用紙が2部と、あと普及推進に関するグッズが入っておりますので、申込みをいただける方にお渡しをいただければと思います。

申込用紙、緑色のものなんですけれども、見開きで、右側が申込用紙になっております。住所、氏名、電話番号、引き落としのできる口座など必要な情報を書いていただいて、銀行印を押印していただいて、10月28日、定例総会までに事務局へご提出をお願いいたします。

購読部数の確認日が11月24日となっておりますので、もし定例総会に間に合わないということでも、11月の中頃までにご提出をいただけると大変助かります。

購読を依頼するに当たって、啓発グッズがありますので、袋の中に入っているものだけで足りないという方については、後ろの机のほうにご用意がありますので、使えそうなものをお持ち帰りいただいて、ぜひ活用をお願いいたします。

また、表彰についてですが、27ページ、別紙2の規定に従って、表彰だったり記念品が交付されるということになっております。令和2年度については、普及部数の部と農業委員、農地利用最適化推進委員数対比普及率の部で表彰を受けましたので、併せてご報告をさせていただきます。

次に、30ページの資料3をご覧ください。

全国農業新聞普及促進特別キャンペーンとして、長野県農業会議のほうからプレゼントキャンペーンが行われています。6か月以上の購読申込みでプレゼントがもらえるというキャンペーンですので、こちらもぜひご活用をお願いします。

キャンペーンの期間が9月10日から11月24日ということになっておりますので、この期間内にぜひご利用をお願いします。

こちらのキャンペーン、もしその商品をどなたかに渡すということであれば、その隣のページの別紙4の報告書のほうを事務局から農業会議に報告する必要がございますので、申込用紙を事務局に出していただく際に、併せてこのクオカードがいいのか、ギフトカタログがいいのかということも含めてご報告をいただければと思います。

なお、残念なことに、本キャンペーン、農業委員さん、推進委員さんご本人の購読というのは対象外になっておりますので、ご了承ください。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。
ただいま事務局から説明がありました。
これより質疑を行います。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
お願いします。

武井委員

30ページに6か月以上の購読云々って書いてあるんですけども、要するに半年でもいいんですか。あるいは1年とか。ずっとこれ、購読しておいたら、何年ものということになると思うけれども、推進するは、1年間お願いしますとか、半年お願いしますとかという、そこら辺のところ分かりますか。

議長

じゃ、増澤さん。

増澤主事

今回のキャンペーンは6か月以上の購読ということで、普及部数をカウントする表彰規程なんかでカウントするときには、1年以上だとか、期限なしでということがあるんですけども、このキャンペーンに限っては、6か月以上、6か月の申込み、7か月の申込み、1年の申込みということでも使っていただけるようですので、できれば長く読んでいただきたいという気持ちもありますが、無理のない範囲でお願いしていただければと思います。

武井委員

それはどこか申込書のところに記入するところがあるんですか。

増澤主事

申込書のほうには記入するところがなくて、こちらの事務局で集約をして申請する形になりますが、期間、例えば6か月とかということであれば、申込書に分かるように、6か月とか1年というふうに書いていただければ、

こちらでそのように処理いたしますので、期間が書いてない場合は、無期限の申込みということで処理させていただきますので、もし購読いただける方と1年ですよとかというお約束があるようであれば、事務局に分かるように明記をお願いします。

武井委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにいかがですか。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、これより集約を行います。
本件は推進委員の皆さんも関係する内容ですので、ご出席の全員の委員の方にお伺いします。
本件についてご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は了承されました。
委員の皆さんは期日までに1人2部以上の普及を目標に取り組んでいただくようご協力をお願いいたします。
続きまして、報告事項に移ります。
アの令和3年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。
農政課の説明を求めます。
田村主事。

田村（農政課） 農政課の田村と申します。
令和3年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

資料32ページをご覧ください。

まず、認定農業者制度の概要についてですが、根拠法令である農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和2年4月1日から、2以上の市町村の区域内において農業経営を営もうとする者については、長野県知事または農林水産大臣が認定処理することとなりました。県知事及び農林水産大臣が認定した該当者については、年度末にまとめてお知らせいたします。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数値については、資料の表のとおりです。

審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するもので

す。

今回の松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人1件、組織2件の合計3件、再認定が個人6件、組織3件の計9件、以上12件について、全件承認されたことをご報告いたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。
ただいま農政課から説明がありました。
これより質疑を行います。
発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

次に、報告事項イ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

資料34ページと35ページをご覧いただきたいと思います。

34ページにつきましては、8月の総会以降の出来事でございます。

9月につきましては、コロナの第5波の影響がありまして、会議が書面での会議、あるいは延期になったりしてございます。

あと、西部ブロックの活動ということで、スイートコーンの管理や収穫が行われています。

それから、35ページにつきましては、10月の予定ということでお願いします。

ブロックの研修・懇談会でございますが、10月8日に北東部、それから西部が予定されております。

さらに、10月20日、南部ブロックの研修・懇談会ということでございますが、ここに先ほど河西部の日程も加わりまして、10月19日の火曜日という方向で今、調整が進んでおります。正式には事務局から通知をお出ししますので、河西部ブロックの皆さんは、19日の午後の方向で調整が進められているということで、ご承知ください。

ブロックの関係、今回はもう本当に実務的な説明と研修になりますので、日々の業務を中心に、農地利用最適化活動、それから農地転用を含めた許認可事務などの研修ということでお願いしたいと思います。

それから、北東部ブロックの活動ですが、入山辺公民館のs o b a講座ということで、10月9日と10月23日予定されておりますので、ご承知おき願います。

あと、ちょっと漏れているといたしますか、印刷した後に予定が入ったとい

うものがありまして、10月6日ですけれども、女性委員の関係ですけれども、北信越ブロックの農業委員会の女性委員研修会というものがございまして、先ほど瀧澤和子委員が、長野市でやるんですが、出席されるということですので、10月6日は瀧澤委員、よろしくお願いいたします。

また、ちょっと先になりますけれども、11月16日でございますが、農業委員会組織の一大イベントになりますけれども、長野県農業委員会大会というものが11月16日の火曜日に予定されてございます。コロナも大分収まってきたというところですが、会場が一番広い会場ということで、長野市のビッグハットで県内の農業委員、推進委員大勢集まって大会を開くということでございます。1日の日程になりますけれども、大型バスで行く段取りで今、調整しておりますので、11月16日はご予約をお願いしたいと思います。

当面の予定は以上でございます。

議 長

ただいま報告がありました。

何か疑問点等ありましたら、お出しをお願いします。

じゃ、三村委員。

三村農業委員

当面の予定の中のことで、ちょっとお尋ねしたいわけですがけれども、10月5日に松本市の農林業まつりの実行委員会ありますよね、予定に。ちょっと聞く中では、この松本市の農林業まつり、今後の在り方を検討中とのことですが、今年も現状と同じ形でやるということによろしいのか、ちょっと。

議 長

板花補佐。

板花局長補佐

本年度の松本農林業まつりの関係からまずお答えしますと、本年度はもう早々中止という形で決まっております、残念ながら今年はやらないという、消費宣伝のあがたの森でやっていたイベントはやらないという形です。来年以降どういう位置づけで行くかというようなことを実行委員会で話し合っていたのが10月5日になりますけれども、たまたま今年度農林業まつりやらないということになったものですから、その代わりということで、代わりと言っただけではいけないんですけども、信濃の国楽市楽座というふうなイベントがありまして、農林業まつりに参加できない方は、そちらに参加しませんかというようなご案内を農林業まつり実行委員会の事務局のほうから差し上げたんですが、手を挙げたところが1つぐらいしかなくて、あんまり乗り気じゃなかったというふうな話がありました。

それで、結果的にその楽市楽座自体も、コロナの拡大でもう中止が決まって、結局、楽市楽座は今年開かれないわけですが、そんな中で、なかなか出店団体のほうが乗り気じゃないという状況の中で、今までの農林業まつりをこのまま続けても、なかなか前向きな農業者の皆さんが少ないんじゃないかというふうな話が出て、実行委員会事務局レベルではそんな話が出

てきたもんですから、来年度以降の農林業まつりについても、当面ちょっと様子を見て、積極的にやるというような方向には今のところなっていないのが現状で、10月5日の実行委員会の際には、そのような方針、方向でいいのかどうかというふうなことを提案して、最終的には実行委員会の判断で来年度以降の農林業まつりの位置づけが決まってくるんじゃないかなというふうに考えております。

会長のほうにも何か事前レクがあったと聞いていますが、何か補足がありましたら。

議 長

じゃ、私のほうから、その事前レクといいますか、昨日ですかね、担当の事務局からこういう内容でやりたいという話がありまして、今、板花補佐の言った内容です。

それで、基本的にあがたの森のああいってステージをとるか、ああいう席を設けるのは、物理的には難しいんじゃないかと。それと、どういった形になるのか、それを検討する機関を設けたいということが実行委員会で決まるんじゃないかと思えます。

もちろん、ご存じのとおり、今までリンゴオーナー、ブドウオーナーはこの農林業まつりの一環として取り組んでいたわけですがけれども、こういう状況下の中で、農協に運営自体をお任せするというようなことで、報告事項になりますけれども、それはそういう方向です。

ただ、全体として、若い人から、女性から、ある意味ではお祭りという、ああいう営みを全部なくしてもいいのかどうかというのを昨日も事務局のレクの中では私自身は申し上げましたけれども、何か新しい芽出しは必要と考えますけれども、また実行委員会が近日ありますので、またそれぞれ皆さんの意見を聞いてというふうに考えております。

農林業まつり、コロナも併せ持ってちょっと難しい時期ということで、方向性がちょっと見通せないわけですが、前段で申し上げたこともありますので、ちょっと課題とさせていただきたいと思えます。

ほかに何かありましたら。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

じゃ、以上で報告事項は終了しました。

情報提供をお願いします。

増澤さん。

増澤主事

この定例総会の資料に同封をさせていただいたんですけれども、こちらの事務局の窓口のほうに就農希望の方で農地を探しているという方がお見えになりましたので、ご紹介させていただきます。

相談者の方は、松本市高宮中にお住まいで、自宅から車で30分以内ぐらいの農地を探しているということでした。10アール程度耕作をするため

に借りたいということで、パセリや野菜などを育てるつもりで、今、農地を探しているということでした。

農業経験についてはないようなんですけども、これから頑張りたいということでお話をお聞きをしております。

ハウスがあればなおよいなというようなこともおっしゃられていたようです。

賃料については、年間で3万円程度を想定しているということですが、このあたりは地主さんとのお話し合いになるかと思います。

出荷を希望しているということですので、これから頑張っていきたいという方かと思います。

20代後半の男性の方でしたので、もし知っている農地、空いている農地があって、ご紹介できそうであれば、事務局のほうにお声がけをお願いできればと思います。

もう既にお声がけいただいている委員さんもお見えになって、ありがとうございます。

本人がどういう農地を探しているかというのちょっと分からないものですから、なるべく広く情報を提供できればと思いますので、思い当たるところあれば、事務局までお声がけをお願いいたします。

議長 じゃ、塩原さん。

塩原農業委員 ちょっと質問ですけども、農地の貸し借りは農業者じゃなきゃできないんですよ。農業者というのは、中山間地だと30アール以上、そのほかは50アール以上を耕作する方でないと農業者じゃないと。だから、農業者じゃない人が10アールだけ借りるとするのは無理だと思うんです。

議長 それ、ちょっと整理して、事務局。

川村局長補佐 それでは、私のほうから回答させていただきます。

主幹課は、農地の貸し借りですので、農政課になるわけなんですけれども、確かに昔よく、私もちょっとその頃携わってなかったのでいけないんですけども、昔は下限面積、委員さんおっしゃるとおり、下限面積と利用権もリンクというような考え方があったようです。ただし、今に至っては、3条での取得、あるいは市街化の関係はみんな借りるのも3条でありますので、3条につきましては、下限面積、各地区に応じて30アールから50アールのものございますが、農地の貸借については、その下限面積関係ないというか、今そこは基準にはしてないということです。

つまり、今回の人が新規就農の方が借りるとなると、今日の冒頭の増澤のほうから説明したと思うんですけども、新規就農と利用権を同時にかけると、そういった手続で行うようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 塩原委員、よろしいですか。

塩原農業委員 はい。

議 長 ちょっとパズルを解かにかいけないところがあるもので、また追々その機会があったら。

それと、また現場は事務局で相談してください。捉われませんので。3条を通すとそういうことですが。

ほかに。

増澤さん、いいですか。

増澤主事 はい。

議 長 じゃ、魚はなるべく逃がさないように、それぞれ事務局と現場で話して、適性のある方はぜひウエルカムにするじゃないかい。

じゃ、次に行きます。

板花補佐。

板花局長補佐 本日、松本農業農村支援センターの戸谷補佐がまた会議で来られないということで、託されました。

本日、机上にお配りしました松本農業農村支援センターの資料でございます。

こちらは、気象表と、あとそれぞれの作物の作柄がどうなっているかというような資料、それから5ページにつきましては、農業関係試験場への研究に関する要望を募集しますというようなことで、議案と一緒にお送りしましたけれども、何か要望があればということでございます。

ただ、県の試験場でも、もうかなりのいろいろなことをやっておりまして、昨年、中川農業委員からご提案をいただいて、ブドウの大粒種の赤系のブドウの着色不良対策について、もっとしっかり取り組んでくれというようなことを上げましたけれども、その後しっかりと回答は届きまして、既に一生懸命取り組んでいますよというふうな内容だったかと思えます。

もし何かありましたら、事務局経由でも結構ですので、お出しいただければと思います。

それから、6ページ以降につきましては、台風対策ということで、進路が若干東側にそれて、本県への影響はあまりない可能性が高くなってきましたけれども、懸念されるということなので、県のほうで技術対策等をまとめたものを添付してございます。ご確認いただければと思います。

県の農業農村支援センターの資料は以上でございます。

あと、ちょっと委員さんが替わったものですから、またお願いなんですけど、先月は拡大委員総会ということで、推進委員の皆様も出席をしていただくということだったんですが、今回につきましては、推進委員さん、任意という形になっております。ただ、地区の案件や気になる案件、発言したい

事項などがあれば、積極的にどんどん出席してくださいということでお願いをしております。

そんな関係で、いろいろな配り物あるわけでございます。本日につきましても、新聞の関係の資料とか、エコバッグ入りのものですね。それとか、本日配付された資料等々でございます。

今後、お願いになりますけれども、いずれにしましても、今日決まった会議の内容等をつなぐことも含めまして、地区の農業委員は推進委員に本日の会議結果をおつなぎいただきたいと思っておりますし、逆に農業委員が来られなくて、推進委員に来ていただいているときにつきましても、農業委員のほうに結果をおつなぎいただきたいということでお願いします。

あわせて、配付資料につきましても、結果をつなぐ際に直接渡していただければと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

あと、農地法関係の申請書類の原本は、机の上に置いてそのままお帰りいただきたいということ、それから駐車券の処理等ございますが、処理して30分が出ないと、それが無効になっちゃうもんですから、無効になったら、もう一回処理すれば、また30分延びますので、そんなことでお願いしたいと思います。

最後に、このあと情報・研修委員会が予定されておりますので、情報・研修委員の皆様はこの会場にお残りください。よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

議 長

その他、全体を通して委員の皆さん、何かご発言がありましたら、お受けいたします。

じゃ、倉科さん。

倉科農業委員

今年からなもんですから、以前やっていたかちょっと知らなくてすみません。今、補佐のほうから説明がありました欠席されている方への資料配付について、出席した人が会議の内容をつなぎながらお渡ししたいというご説明でしたが、例えば梓川地域で言えば、今日来てない方3人いらっしゃいます。これ、ちょっとそれぞれ配って回るというのも結構大変だし、内容についても、事細かく、すみません、メモを取っていただければいいんですけども、こういったものも3者それぞれに説明して歩くというのも結構労力必要になってきますので、私の希望としては、事務局のほうで会議の内容を簡単でいいのでまとめていただいて、資料につきましても、郵送なりでそれぞれの欠席された委員さんに送っていただくのがいいかと思っております。

無理ということであれば、今日持ち帰りますけれども、ちょっとその辺、やり方を改善していただきたいなと思っております。

以上です。

議 長

どうですか。

板花補佐。

板花局長補佐 例えば、もう総会の日はもうずっと決まっているわけですので、総会終了後に、3日後とか4日後とか1週間後に定期的に集まる機会というのを地区の中で持っていただくように、農業委員さんのほうでリーダーシップを取って、そういう形で地区を取りまとめていただくという形でぜひお願いしたいと思っております。その際に、お渡しいただくような機会もつくっていただければ、地区の結束も高まるし、それがベストだと考えております。

議 長 よろしいですか。

倉科農業委員 ちょっとなかなか難しいなと……

議 長 はいはい。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、長時間会議、全て終了いたしました。
円滑な議事進行、ありがとうございました。
これで退任させていただきます。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____ 田 中 悦 郎 _____

議事録署名人 4番 _____ 武 井 茂 善 _____

議事録署名人 5番 _____ 中 川 敦 _____